**遺　言　書**

　遺言者甲野太郎は、次のとおり、遺言をする。

１　遺言者の相続人は、妻・甲野花子（昭和○年○月○日生、以下「花子」という。）および長男・甲野一郎（昭和○年○月○日生、以下「一郎」という。）の２名である。

２　遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻・花子に相続させる。

３　妻・花子が遺言者と同時に、または遺言者よりも先に死亡したときは、遺言者は、知人・丁野太郎（住所：○○県○○市○○町○丁目○番○号、昭和○年○月○日生）にすべての遺産を遺贈する。

令和○年○月○日

　　　　　　東京都○○区○○町○丁目○番○号

　　　　　　遺言者　　甲　野　太　郎　　　　　㊞